
農業用施設を活用した流出抑制について

浸水被害軽減対策に関する考え方

～今後の治水対策～

項 目		取組み
「逃げる」 施策	河川・水路・下水道等からあふれそうなときはできるだけ早く逃げる。	情報伝達・避難
「凌ぐ」 施策	雨が降っても河川・水路・下水道等に流出する量を減らす。	流出抑制
	河川・水路・下水道等からあふれても被害が最小限となる街をつくる。	耐水型都市づくり
「防ぐ」 施策	河川堤防の決壊による氾濫、下水道からの浸水をできるだけ回避するなど、河川及び下水道等からの水は可能な限りあふれさせない。	治水施設の 保全・整備

「凌ぐ」施策

- ・農林部局と連携のうえ、都市部に残された「ため池」等の既存ストックを有効に活用し、下水道、水路及び河川への流出を抑制する必要がある。

(平成27年度 大阪府河川整備審議会 第1回治水専門部会 資料2より)

【プランの基本方針】

- 災害から府民の生命・財産を守るため、老朽ため池の改修等のハード対策を中心に取組みを推進
- しかしながら、近年、想定を超える自然災害が頻繁に発生し、このような大規模な自然災害から被害をゼロにすることは困難なため、災害による人命・財産及び社会的・経済的被害を軽減させる「減災」を図ることが重要
- 今後は、ハード・ソフト対策などを総合的に行う「ため池の防災・減災対策」を府、市町村、ため池管理者、府民との連携により推進

<ポイント>

- ・現行の改修計画等、ため池施策に係る個々のハード・ソフト対策をとりまとめ
- ・国一斉点検の一環として実施した調査結果（H25実施）に基づき、個々のため池の「影響度」「老朽度」を点数化
- ・地震対策、豪雨対策の選定基準を設定し、重点的に取組むため池を選定

現状・背景等

○府内ため池数：約11,000箇所（全国第4位）

○ため池密度：約6箇所/km²（全国第2位）

→ 府民の身近にため池が存在

	府県名	ため池数	ため池密度 (箇所/km ²)	人口密度 (人/km ²)
1	兵庫県	38,583	4.6	660
2	広島県	20,183	2.4	334
3	香川県	14,619	7.8	523
4	大阪府	11,077	5.8	4,655
5	山口県	9,995	1.6	230



泉州地域のため池群

○大規模自然災害への備え

- ・東日本大震災では農業用ため池が決壊し、人命を含む甚大な被害が発生するなど、大規模地震に対する対策が必要



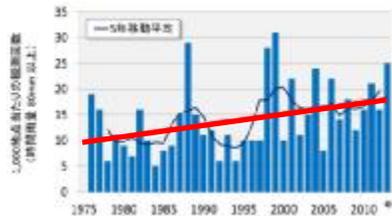
藤沼ダム
(福島県)

被災前(堤)



被災後(堤体)

- ・近年、頻発する局地的豪雨に対する対策が必要



・時間80mm以上の年間観測回数は増加傾向（気象庁HP）

・府域では、H26.8月及び9月に、池田市で1時間に100mmを超える局地的豪雨が発生

○ため池改修等の実績

- ・昭和27年豪雨により、阪南市の鳥取池が決壊し50名以上の人命が失われた
- ・昭和28年より「老朽ため池改修計画」を策定し、これまでに、1,700箇所を超えるため池を改修（S28～H26）



老朽ため池の改修

・ため池耐震診断：116箇所（H23～H26末）

・ハザードマップ作成支援：78箇所（H24～H26末）※地域版ハザードマップ12箇所含む

プランの構成

《防災・減災対策》

【ハード対策】※行政主体

- ・老朽改修
- ・部分改修
- ・耐震診断
- ・耐震補強

【ソフト対策】※行政、ため池管理者、府民との連携

- ・ハザードマップの作成及び活用
- ・防災テレメータ設置・運用（監視、情報伝達）
- ・事前放流、災害発生時の緊急放流
- ・訓練（地域防災力向上）
- ・適正な管理、点検・監視、連絡体制整備

《ため池利活用》

- ・洪水調節機能の利活用
- ・ため池の治水活用（地域の安全度向上）
- ・災害時の活用
- ・初期消火、生活雑用水としての活用

重点的に取組む対象ため池：871箇所

下流影響が大きいため池（＝水防ため池）：765箇所

【選定基準】

- ・決壊時の下流への影響度が大きい
- ・決壊時エネルギーが大（堤高が高く、貯水量が大）
- ・下流域に広域緊急交通路重点14路線が存在

【主な対策メニュー】

- ・耐震診断、耐震補強、ハザードマップ作成、防災テレメータ設置・運用 他

老朽化が著しいため池：189箇所

【選定基準】

- ・堤体からの漏水がみられるため池
- ・堤体、余水吐、取水施設の老朽化が著しいため池（点検結果評価点大）

※重複83箇所

【主な対策メニュー】

- ・老朽改修、部分改修（余水吐断面確保等） 他

アクション

◆耐震診断推進計画

【集中取組期間】 H27～H29（3カ年）

【上記期間目標】 耐震診断（レベル2）100箇所

※耐震診断の実施と併せてハザードマップを作成

◆ハザードマップ作成推進計画

【集中取組期間】 H27～H29（3カ年）

【上記期間目標】 100箇所

◆新ため池改修計画

【期間】 H27～H36（10カ年）

【目標】 改修実施 60箇所

※改修ため池のうち、水防ため池に該当するものは、併せてハザードマップを作成

◆ため池防災・減災取組シート作成（対象：重点ため池871箇所）※市町村等の支援の下、ため池管理者が作成

- ・ため池管理者の取組みの具現化、ため池管理者の意識の醸成、各ため池の更なる防災・減災の取組みを促進するために作成
- ・点検等の適正な日常管理はもとより、減災対策の更なる推進を図るため、低水位管理（期間放流・事前放流）、訓練等の取組みを促す

今後のスケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
市町村説明会	市町村協議（耐震診断100箇所、ハザードマップ作成100箇所、改修60箇所の実施箇所の地元調整等）			実施箇所選定	・H28予算要求とりまとめ	改調会・議会説明 パブコム

ため池AP
策定・公表

ため池の治水活用について

大阪府環境農林水産部農政室整備課

◆ため池の多面的機能

ため池には、農地を潤す用水源という農業用水としての役割はもとより、景観形成や気象緩和などの機能がある。さらには、近年頻発する局地的豪雨に対し、雨水を一時的に貯留することで河川への流出を遅らせる流出抑制の効果があり、豪雨時に浸水被害を低減するなど、多面的な機能を有している。



久米田池（岸和田市）

ため池の治水活用に向けた取組みの方向性

～ため池防災・減災アクションプラン（案）の記載内容～

◆ため池の治水活用の取組みの考え方

- ① 「ため池改修計画」に位置づけられたため池については、老朽ため池を改修することにより、貯留効果を維持・保全するとともに、改修時にため池管理者等との調整を図りながら洪水調節機能を賦与するための対策を検討し、地域の危険度の低減に寄与できるよう努める。
- ② 「河川整備計画」等で貯留施設としての機能が認められるため池については、河川管理者とともに、ため池管理者等との調整を図りながら洪水調節機能を賦与するための対策を検討・実施し、地域の危険度の低減に寄与できるよう努める。

◆低水位管理（事前放流・期間放流）の推進

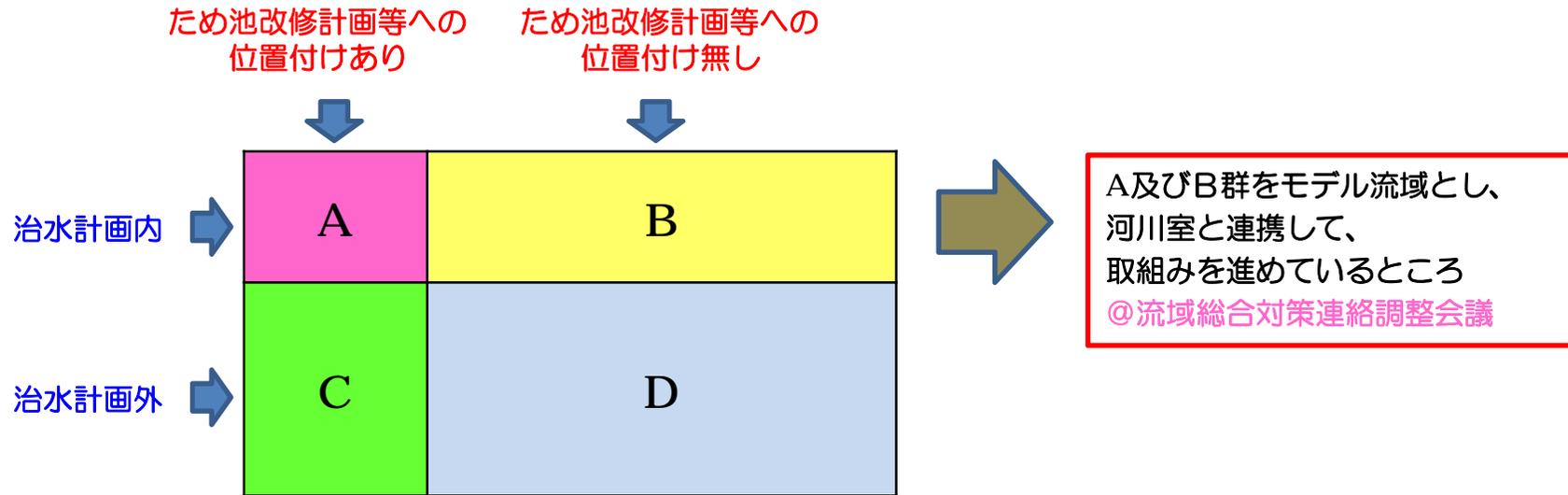
台風や豪雨前に、貯水位の低下を行う「事前放流」や「期間放流」は、堤体の決壊や下流被害の軽減を図る効果的な取組みであり、市町村やため池管理者等と調整を図り、取組みが推進できるよう努める。

＜参考＞「ため池の水位低下に係る市町村アンケートの実施（H27.2）」
→水位低下：54池（17市町）、台風前事前放流：23池（10市）

ため池の治水活用に向けた検討状況（河川室との連携）

◆ため池の分類

ため池の有する貯留効果を活用し、流域における流出抑制を図るため、「ため池改修計画」及び「流域の治水計画」から分類し、治水活用に向けた対応を整理。



分類		治水活用に向けた対応	課題等
A	改修計画等有り、治水計画内	ため池改修に合わせて洪水調整機能を付加した整備を実施	ため池管理者の合意が必要
B	改修計画等無し、治水計画内	河川事業において洪水調整機能を付加した整備を実施	農政側の予算措置 ため池管理者の合意が必要
C	改修計画等有り、治水計画外	地元要望に応じて農政事業で洪水調整機能を付加した整備を実施	河川側の予算措置 ため池管理者の合意が必要
D	改修計画等無し、治水計画外	治水活用等について、ため池管理者に働きかける	農政・河川側の予算措置 ため池管理者の合意が必要

ため池治水活用のモデル流域の取組事例（佐野川流域）



熊取大池の概要

項目	ヒアリング結果等
所有者	熊取町
管理者	熊取町大池土地改良区（事務局は熊取町水とみどり課）
管理に対する農業者の関与状況	熊取町全域を統括する熊取町土地改良区が見出川からの取水も含めて農業用水の利用に関する調整を実施
農業者以外の関係者	無し
取水施設の操作管理	熊取町大池土地改良区が実施
農繁期における取水状況	流域からの流入量と見出川からの導水により農業用水をまかなっている（受益面積約15ha）
水位管理	常時満水位で管理
改修等の状況	平成25年度に耐震診断を実施し、安全性を確認



池面状況



堤体状況



余水吐



余水吐下流水路

熊取大池の検討状況及び今後の方向性

◆ 町・土地改良区への対応状況

- 土地改良区総会（H27.3）において、最も効果的な治水計画となる水位低下量を提示するとともに、余水吐の改築、導水路の拡幅など必要な施設整備などの概略案を説明
- 熊取大池を治水活用するという方向性については一定理解
- しかしながら、治水活用にあたっては、営農に支障のないよう、渇水時の十分な水量確保等を要望

◆ 今後の方向性

- 治水活用に関する「覚書」締結（基本理念） [府土木・府農林・町・改良区]
- 検討結果に基づく治水手法（構造）の検討協議
- 治水活用容量の合意

モデル流域の取組みを参考に
府内全域でため池の治水活用を推進